

靈官馬元帥華光統考

一一階堂 善弘

はじめに

先に「靈官馬元帥華光考」において筆者は、『統道藏』に収録された『太上洞玄靈宝五顯靈觀華光本行妙經』の内容を考察し、また『南遊記』及び『三教源流搜神大全』などに見られる、民間信仰における馬元帥の説話について検討した。しかしこの他にも、馬元帥については、『道法会元』のなどの道典に重要な記載が幾つか存在する。またさらに、『警世通言』や『孤本元明雜劇』などの多くの通俗文学文献においても、華光に関連する多くの記事が見えている。

本来、先の拙論においてそれらの資料の紹介を行うべきであったが、紙面の制約もあり、十分に触れることができなかつた。また先の拙論については、李豊楸氏より書面による丁寧なご批判をいただいた。さらに、華光については、黄兆漢氏が戲神としての側面から詳しい考察を加えられ、また呂徵氏も財神としての性格を検討された。そこで本論では、これらの成果を踏まえつつ、先の拙論で充分に検討できなかった問題について考察したい。また併せて宋明代の道教と民間信仰の状況についても検討したい。

一、元帥神の変容

馬元帥は道教の「靈官」の称を与えられている。この「靈官」の称を有する神には、馬元帥の他、有名な王靈官（王元帥）がいる。ところで全真教の廟においては、廟の前殿を「靈官殿」と称するところが多い。仏寺の天王殿に該当するものであるが、この靈官殿に祭祀されているのは必ず王靈官である。王靈官は薩真人の配下として知られた神であり、また薩守堅が王元帥を伏した話は人口に膾炙している。しかし薩真人は張天師ともつながりの深い人物であり、本来は正一教の系統に属するものであった。ところが不思議にも靈官殿があるのは、実は現在の全真教の道觀の特徴ともなっている。このあたりに、全真教が明清期に正一系からかえって影響を蒙っていることが見え隠れしていると思えるのだが、その詳細については不明である。

この靈官の称は新しいものではなく、道教の符籙には必ずといってよいほど見えるほどのものである。ある意味で、これは新しい神格を、古くからの道教体系に取り込んだものであると言える。たまたま靈官に配されたこれらの神が後に有名になっただけであるとも考えられる。

紛らわしいのは王靈官と馬元帥が称呼の他にも多くの共通点を持つことである。すなわち両者ともに三眼であり、火神であり、武勇に優れた神であるとされる。そのため、後世この両者を混同することも多かった。さらに火神である炳靈公との区別が曖昧になることもあり、問題を更に複雑にしている。^(四)

馬元帥にしても王靈官にしても、本来は「元帥神」として定義されるべきであろう。元帥神は、唐宋五代から宋にかけて主に密教の影響を受けた民間巫者たちの間で発展した神で、後に道教の神祇としてその列に加えられたものである。しかしこれらの神の由来や発達の過程は、不明な点が多く、往

往にして民間の記事の断片から窺い知ることができるとのみである。しかもおそらくこれらの神はその当時存在したであろう無数の巫道の派と関わりを持つものであり、考察はますます困難である。^{五五}

その資料としては、まず道教側が整理した『道法会元』があり、また民間系で『三教源流搜神大全』などの通俗神書や『夷堅志』などの文学作品があるが、いずれにせよ系統的な著作とはいいがたく、矛盾する記載も多い。あるいは矛盾ではなく、地域・時期による発展形態の相違とも考えられる点もある。いずれにせよ、その源流と発展の経緯を調査するのは困難である。ただ、その大まかな流れについてはすでに別論にて考察した。^{五六} 簡単に述べると、元帥神は五代宋から、主に密教の影響を受けた巫者層において、驅邪の武神として発達したものである。但し、密教以外にも伝統的な巫術の要素が強く存在し、それぞれが複雑にからみあつて神格を形成した。これらの武神は修道を重んずる道教の神界にあつては、当然高い地位を占めることはなかつたが、後に道教自体が民間の影響を蒙る中、変化していった。

これら元帥神は、また一方で雷法の発展と大きく関係しているものである。雷法の興起とその正一教への流入は、道教の変容を考へるうえで頗る重要である。そのため宋代の道教を論ずるうえで雷法の動向はもつとも注意すべきものの一つである。

しかしここで注意したいのは、後に重要な地位を占めることになった神は、必ずしも「雷部」特有の神ではないことである。一般に、神霄派の王室への影響や、後の清微派の発展とあいまって、当時の道教自体が全く雷法が主体と見なされることが多い。またよく雷神の定義などが問題になつてしまふように、雷に関わる神が重要な地位と得ているかのような錯覚を与える。

ところが、これを神格の面から見た場合、必ずしもあてはまらない。つまり「五雷」や「雷部」に

関連する神の知名度や役割は、かえってそれほど高くないのである。例えば、雷部の神といえは、雷声普化天尊や鄧天君がまず想起される。しかし、これらの神の道教内での地位は各々低くはないが、後の民間に対する影響は異様に小さいのである。それに比べ、水部に本来属していた玄天上帝や、火部に属す馬元帥・王靈官、地祇に属する温元帥、またおそらく鄧都法と関連が深いと考えられる関元帥などの影響の方が、はるかに大きいと考えられるのである。

無論雷法がもつとも重視されていることは論を待たない。さらに多くの元帥神が、雷部に関係することのごとく扱われる場合も多い。そもそも『道法会元』では、同一の神格が複数の法に割り当てられることが普通である。つまり、元帥神が何部に属するかは厳密には決められるものではない。しかしまた、ある元帥神はやはりある法系と密接な関係を持つ場合があり、これも無視できないものである。例えば、殷元帥や馬元帥が天心法に近く、関元帥は鄧都法と関係がある。この他、後世には法系がいまいになってしまったものもある。例えば地心法などである。神格のみが残り法系が曖昧になったものも多い。哪吒太子は哪吒法という法と密接な関係があったのであるが、哪吒法自体は道教の法系には取り入れられなかったようである。関元帥は後に関帝へと信仰が変容したが、そこからは「鄧都 馘魔関元帥」の痕跡を見いだすことが困難なほどの変化がみられる。

通俗文献の資料から推察するに、おそらく民間の巫者層においては、雷法以外の多くの法が併存し、また地域における格差も大きかったと思われる。現代においても、巫者には師公・端公・法師などがあり、南中国を中心としてそれぞれ独自の法系を有する。但し、巫者層としてはその儀礼などに通底する面もある。天心法などもその起源はこれら民間巫者に発するものと想定される。しかし、これら多くの法系が後世に正一教によって整理統合され、同時に取捨選択が行われたものであろう。そして

雷法や天心法など一部の法は「正統」なものとして位置づけられ、他の多くの法が異端として退けられたと推察される。かつまた多くの元帥神が、本来の法系とは異なる法系に整理されたことも起きたと考えられる。その後、法系自体が意味を喪失していくのにつれ、元帥神の性格も変容し、混同されていったと思われる。勿論、それ以前の段階でも、民間において恣意的な神格と法の関連づけは不断に行われていたことはありえよう。

より重要なのは、これらの法系が意味づけを失っていくのに反して、元帥神などの新しく現れた神々に対する信仰は、かえって後に大きく発展したことである。すなわち、この時期に登場したとおぼしき多くの神、玄天上帝や関帝、哪吒太子や王靈官、趙玄壇や温元帥、それに馬元帥などを抜きにしては、当時の宗教自体が語れぬほどの地歩を占めるまでに至るのである。この点はずっと注意されてよいであろう。

しかしながら、このような民衆の神に対する評価はまた不断に変化するものである。この馬元帥華光も、元から明末までは、その信仰は隆盛であったと思われるが、清より後ではむしろ衰えている。このため、その神格も付随する神説話も甚だ曖昧なものになってしまっているのである。このような変化の激しさということも、民間信仰の特色として重視されるべきであろう。現代でもそのような例が起っている。台北市萬華区に「飛天大聖」を祭る廣照宮という廟があるが、この飛天大聖の由来が不明となり、つい最近まではこの神をその名称から、全く関係のない『封神演義』の雷震子に結びつけるなどの説が行われていた。後にこの神が保生大帝の徒弟の張聖者であることが判明したが、そうでなければ、廟神には本来とは全く異なる名と由来が付加されて固定されてしまったかもしれない。民間信仰神の由来が曖昧になり、いろいろな附会が行われることは、数十年の単位で起こりうるのである。

二、馬元帥の資料について

先の拙論では、『三教源流搜神大全』に見られる馬元帥の項目について考察したが、その成立の前後の事情の推定には問題があった。これは未だ多くの資料を見ていなかったための過ちであった。この点については李豊楸氏からも幾つかの指摘をいただいた。ここであらためて、道教と民間信仰の幾つかの資料の前後について考えたい。

先に、『三教源流搜神大全』の馬元帥の項目は、『西遊記』及び、『南遊記』の影響が見られると断定した。しかしこれを『南遊記』からの影響と断じたことについては、甚だ問題があった。問題のもっとも大きな点は、華光の故事について、もっぱら『南遊記』のみを考えて、現在は散逸している『華光頭聖』劇の存在について見過ごしたことがある。いまここで前の見解を修正したい。すなわち、『三教源流搜神大全』の馬元帥の項目は、おそらく『華光頭聖』劇の方の影響を受けているとしたい。そして『南遊記』もおそらく『華光頭聖』劇の影響を受けているものと推察される。

しかし『西遊記』については、その影響があったものとしてよい。ただ、この影響を与えた『西遊記』が、どの時代のものであるか不明である。『三教源流搜神大全』の門神二將軍の項に「西遊記小詞有、本是英雄……」という句があることから、^(七)『三教源流搜神大全』編纂の時に、門神の説話を有した『西遊記』が存在したのは確かである。しかもこの項目は全く同様の記事が『搜神記』にも見えている。或いは、『三教源流搜神大全』が『搜神記』を襲った可能性も高い。そうであれば、馬元帥の項目に見えた「齊天大聖」や「哪吒」の句も当然ながら『西遊記』の影響と見なすべきであろう。しかし、『三教源流搜神大全』の成立については、先の拙論で論じた「萬曆後期の成立」との見解は遅

すぎるきらいがある。今はこれを早め、萬曆中の成立と考えたい。すなわち、華光の故事が詳しく述べられる資料の成立年代は、『華光顯聖』劇がおそらく一番早く、この影響を受けて『三教源流搜神大全』の馬元帥の項、また『南遊記』が出現するものと推察される。では『華光顯聖』劇の成立が何時なのか問題となろう。黄兆漢氏の指摘によれば、沈徳符『萬曆野獲編』にこの劇に関する言及が見られることから、あるいは明中期の成立であろうか。いずれにせよ憶測の域をでない。ただ、黄氏の指摘されるように、華光の故事が流行したのは、元明の両代であった。

しかし、これまでの研究では『華光顯聖』より遡る資料は指摘されていなかった。以下では、それより以前に成立したと考えられる資料について見たい。

『道法會元』^(九)には一連の馬元帥に関連する法についての記載がある。この部分の記された年代は不明である。しかし『道法會元』に含まれる法は、時に南宋から元の年号を有するものがある。おそらくは元初の記載を含み、かなり古いものであると推察される。

『道法會元』には数種の「馬元帥法」が記されている。以下にその題を記す。

- 正一吽神靈官火犀大仙考召秘法 (『道法會元』卷二二二)
- 上清都統馬元帥驅邪秘法 (『道法會元』卷二二三)
- 金臂圓光火犀大仙正一靈官馬元帥秘法 (『道法會元』卷二二四)
- 火犀大仙馬靈官大法 (『道法會元』卷二二五)
- 正一靈官馬帥秘法 (『道法會元』卷二二六)

この他、主帥とならないまでも重要な役割を担う法も多い。また「靈官」の称は、なにも王靈官と馬靈官に限らず、朱元帥など多くの神にも使用されていることからすれば、これが民間神の正一教への取り込みに際して汎用的に使われたことも看取できよう。あるいは火部の神を中心としてこの名称が使用されたかもしれない。

さて、正一吽神靈官火犀大仙考召秘法には法序があり、馬元帥についてその由来を解きあかそうとする。

夫靈官者、姓馬、名勝。今之法官但知其姓名、皆未究其造化。源流者多、然其實乃天將也。

蓋天將豈有姓名、神通動用不可測、∴乃即是南方火中之精、火中之王。火中旺炁其南方屬午、午屬馬、及南斗有星、∴即第六星也。∴

すなわち、馬元帥の姓は馬、名は勝、南方の火神であると言う。さらに金臂円光火犀大仙正一靈官馬元帥秘法にその姿について述べる。

三十三天金臂圓光火犀大仙封山破洞都天大元帥正一靈官馬勝、三頭九目、六臂藍身、兩手火鈴火索、兩手金槍金磚、兩手斗訣仗劍、青面赤鬚、∴足踏火輪、白蛇繞輪中吐火。∴

後代の通俗文学では、白面三目と称されることが多いが、ここでは青面三頭九目と言う。しかしそ

の他の特徴、金磚を持ち、火輪に乗ることなどはすでに見えている。火犀大仙馬靈官大法では、「金睛三目」と称す。また馬元帥の別称として華光と称することはないが、呪の文に「微妙眞空、華光五通」の表現が見える。それに白蛇や火鴉などの配下に属する者たちも、法中にすでに見えている。つまり、おそらくは南宋代には華光の形象はある程度成つていたと推察されうるのである。しかしながら、これほど明確に馬元帥の名が勝であることが記されているのに、後の資料にそのことが見えぬのは不可解である。また、あれほど豊富な物語を有する華光故事が、全く『道法会元』中に見えぬものもおかしい。おそらく、『道法会元』には、宋代までの民間の巫者たちに伝えられた華光の形象がよく反映されているのであろう。しかし、その後華光故事は独特な発展を遂げたものと考えられる。それが『三教源流搜神大全』またさらに『南遊記』に見えるような故事である。ここで注意すべきは『続道蔵』に収録された『太上洞玄靈宝五顯靈觀華光本行妙経』に『道法会元』の馬元帥法と共通する記載が多く見られることである。この經典の成立はおそらくかなり遅いと推察される。しかも、例の華光故事についてはほとんど触れることはない。この点でも『華光本行妙経』と『道法会元』の馬元帥法とは共通している。おそらく、道教側の文献は、その成立年代に関わらず、古い馬元帥の形象を保存する傾向が強いのであろう。そのため民間において発達した華光故事は、これらの資料中に反映されてはいないのである。そのため、資料の内容からその成立年代を推定することは非常に難しいものとなっている。但し、『道法会元』の馬元帥法に見える馬元帥法は、馬靈官華光に関する資料中、最も古い層に属するものと考えられるのである。

だが、華光に関する資料は、これだけに止まらない。以下では、通俗文学中の断片資料に見える華光について見てみたい。

三、華光及び妙吉祥の資料について

馬元帥華光について最も詳しい記載の見える文献は無論『南遊記』である。これについては先の拙論でも検討し、さらにまた『西遊記』雑劇との関わりも指摘した。^(十一)ここではこれより早い成立と推察される資料について検討したい。

無名氏撰の『釈迦仏双林坐化』は釈迦牟尼仏が入滅するに際して、これを守護する護法神と魔鬼との争いを描いたものである。^(十二)当然ながら四天王や韋駄天尊、摩利支天など仏教系の神が多く登場するが、冒頭には天蓬天猷元帥の名も見えている。四天王の領袖として北方多聞天が重要な役割を担うが、ここで注意すべきは、毘沙門天が李天王と呼ばれていることである。後の『西遊記』など明末の資料では、多聞天と李天王は別の神とされているのが普通であるが、ここでは明確に「北方多聞李天王」と称している。これはこの雑劇の成立が早いことを示唆するものと言えよう。

この雑劇の第三折、正末である華光が出現する台詞は注目に値する。すなわち次のように述べる。

〔正末扮華光領五顯神千里眼順風耳上〕〔云〕吾神乃是吉祥華光講主是也。吾神通廣大、變化多般。今有我佛雙林入於涅槃。：

〔越調鬪鶴鶉〕：氣昂昂斬鬼除妖、金鎗上白蛇亂走、明晃晃火輪懸腰、沉點點金磚在手。
：我是箇擒怪先鋒、降魔帥首。

ここでは「吉祥華光講主」が「五頭神」と「千里眼・順風耳」を引き連れて登場する。つまり五頭と華光とは明確に別の神として扱われているのである。無論『三教源流搜神大全』でも華光と五頭神の項目は別に存在するのであるが、このようにはつきりと両者を別の神格としている例は珍しい。また、五頭神が華光の配下に属するものであったことも示唆している。その意味では特異な資料である。^{下四}その他の華光の特色、つまり白蛇の槍を持ち、火輪を有し、金磚を主要な武器とするという面は、他の資料と全く一致するものである。反面、これは直ちにこの記載が古いことを示すものではない。黄氏の指摘するように、すでに魯応龍の「五頭靈官大帝、仏書所謂華光如来」の記載があることからすれば、華光と五頭の結びつきが早くも宋代において行われていたことを認めなければならない。しかしこの雑劇には古い伝承を部分的に保存していることは首肯されよう。

『警世通言』に「仮神仙大鬧華光廟」という一篇がある。呂洞賓と何仙姑の名をかたる妖怪が一書生にとりつき、華光がこれを退治するという物語である。この舞台となる廟はあるいは実在していたかもしれない。その冒頭に言う。^{下五}

話說故宋時杭州普濟橋有個寶山院、乃嘉泰中所建、又名華光廟、以奉五顯之神。那五顯。：此五顯、乃五行之佐、最有靈應。或言五顯即五通、此謬言也。紹定初年、丞相鄭清之重修、添造樓房精舍、極其華整。遭元時兵火、道侶流散。：左右民居、亦皆凋落。至正初年、道士募緣修理、香火重興、不在話下。

ここでは明確に「五頭」神は華光の別称であると言う。しかも他の箇所では、次の様に称す。

：「本廟華光菩薩最靈感、原在廟裏被精了、我們備些福物、做道疏文燒了、神道正必勝邪、或可救得、：」：過了數日、自備三牲祭禮、行華光廟、：禮畢、化紙、：叫道、「魏則優、你兒子的性命、虧我救了。我乃五顯靈官是也。」衆人知華光菩薩附體、都來參拜。：

すなわち華光は「五顯靈官」であり、「華光菩薩」であると称す。五顯神は華光と本来別の神格であることは、先の「双林坐化」劇の記載からも明かである。この小説ではすでにその混同が確定しているが、文中「元時」と称するところからすれば、この故事自体明代のこととして書かれたものであろう。そうであれば当然ながら、この混同はすでに行われている。もともとこのような混同は道教側の資料にも見えており、『華光本行妙経』において「五顯靈觀華光」と称されている。ただ『道法会元』馬元帥法には見えぬことがあり、これは両者の成立年代が離れていること示唆するものと考えられる。

さてまたここで注意したいのは、華光が「菩薩」と称されていること、さらに仏教神が重要な役割を担う「双林坐化」劇にて華光が中心となることである。これらの特色は華光と仏教の結びつきの深さを示すものである。華光と仏教の関わりについては、先の拙論でもふれたが、^{〔五〕}ただそこでは『法華経』の舍利弗との関連しか見いだすことができなかつた。華光と仏教との直接の関連をうかがわせる資料はないが、『南遊記』にて、華光が妙吉祥と呼ばれていることには注意したい。妙吉祥はまた文殊の別称として主に密教經典に見えている。元帥神が間接的に密教の影響をうけていることは、その形象からも推察できる。

しかしながら、妙吉祥に関する仏典には、華光神と共通するような形象は全くといってよいほど見られない。わずかに、『大方広菩薩藏文殊師利根本儀軌經』中に、「妙吉祥童子」が「開華王如来」と問答すること、また『大乘瑜伽金剛性海曼殊室利千臂千鉢大教王經』に火焰による天地の滅亡と救済を説くことくらいである。但し、華光神の源流は、舍利弗よりは妙吉祥にあると考えた方がよいと思われる。そう考えれば、馬元帥法における馬勝の形象が密教神の形象に近いことが説明できるのである。

元明の庶民層において、華光神がかなりの知名度を誇っていたことは、先の『警世通言』からも見て取れるが、さらに『水滸伝』にもその名は見えている。及時雨の宋江が江州へ流罪となるどころ、船の上で賊の張横が脅し文句を唱う箇所、次のように唱う。

老爺生長在江邊、不受交游只愛錢。昨夜華光來趁我、臨行奪下一金磚。

この歌の意味を宋江と護送役人がすぐに悟ったことから見ると、華光が強力な武神であること、その武器が金磚であることは、庶民層に広く知れ渡っていたことが推察される。さもなくば、このような歌を出す妙味がそがれる。また『水滸伝』の増補二十回には、華光を模したとおぼしき馬霊なる豪傑が登場する。ここからも元明代の華光信仰の隆盛ぶりがうかがえる。

また明の『宝光殿天真祝万寿』雜劇にも華光の名が見える。意外であるのは、この雜劇に登場する仙人が、鍾離権・呂洞賓・王重陽・白玉蟾といった、やや全真教に近い神仙たちであるのに、突如と

して「華光賢聖」が現れて妖魔を退治することである。またこの舞台となる地は武当山である。

実の所、この結びつきにはおそらく積極的な意味はなく、単に多くの武神中からたまたま選ばれただけ、というものであつたらう。ところで、王靈官と全真教とが密接な関係を有することは始めにも述べた。憶測によれば、仏教系の華光神が全真教とある関係を持ち、その後王靈官と混同されたために、靈官が王靈官と変わってしまったとも推察できる。但し、これは全くの憶測にすぎない。

おわりに―華光神の性格

元明に隆盛を極めた華光の信仰は、清代にはかなり衰えたようである。そのためか、元来の馬元帥としての形象が忘れられたのは無論、華光の故事もその概略が伝承されるに過ぎず、かつまたその四元帥の一、火神としての性格も曖昧になるに至つた。

現在の香港においても、華光を祭祀する廟は少なくない。しかしその場合、黄氏が論ずるように、華光を「戲神」として扱ふ所がほとんどである。また旧時の北京では、華光を祭祀する廟は、大方財神廟として意識された。但しこの場合は、すでに五頭神が財神の性格を持つていることから、その混同が容易に起こり得ることは理解できる。しかし馬元帥までもが財神とされることで、道教四大元帥のうち、温元帥を除く関・趙・馬の三元帥までもが、武財神として扱われることとなつたわけである。但し、華光の本来の火神としての性格が現在ではあまり顧みられなくなつたのは、かなり皮肉な現象に属するものと言えるのではないだろうか。

- (一) 拙稿「靈官馬元帥華光考」(早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊第一八冊・一九九一年)参照。
- (二) 黄兆漢氏「粵劇戲神華光考」(『道教與文学』台湾学生書局・民国八三年所収)参照。
- (三) 呂微氏『財神信仰』(『中華民俗文叢』学苑出版・一九九四年)
- (四) 華光と王靈官・炳靈公の混同については前掲黄氏「粵劇戲神華光考」の一七二頁に詳しい考察がある。
- (五) 宋代の雷法などについては、ミシエール・ストリックマン氏「宋代の雷儀」(安倍道子氏訳『東方宗教』第四六号)、また松本浩一氏「宋代の雷法」(『社会文化史学』一七号)を参照のこと。
- (六) 元帥神については、拙稿「太歳殷元帥考」(『論叢アジアの文化と思想』第三号・一九九四年)において述べた。
- (七) 上海古籍出版社『繪図三教源流搜神大全』(一九九〇年)三四八頁。
- (八) 前掲黄氏「粵劇戲神華光考」一六二頁。
- (九) 『正統道蔵』八八四冊〜九四一冊。(H. Y. 1210)
- (十) 前掲拙稿「太歳殷元帥考」一六頁参照。
- (十一) この經典については、前掲拙稿「靈官馬元帥華光考」二四頁にて考察を加えた。
- (十二) 前掲拙稿「靈官馬元帥華光考」二六頁。
- (十三) 『孤本元明雜劇』第九冊(台湾商務印書館)所収。

(十四) 五頭神と華光の混同については、前掲黄氏「粵劇戲神華光考」一六五頁以下に詳細な議論がある。

(十五) 『警世通言』（人民文学出版社）巻下、四二二頁。第二十七卷。

(十六) 前掲拙稿「靈官馬元帥華光考」二五頁。

(十七) 『大正大藏經』巻二十 (No. 1191)

(十八) 『大正大藏經』巻二十 (No. 1177A)

(十九) 世界書局版『水滸伝』二四二頁。

(二十) 『孤本元明雜劇』第十冊所収。